

令和7年度 矢切地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 上矢切第一町会

(件名) 町会・自治会の若返りを推進せよ

(具体内容)

1. 松戸市内には町会・自治会が348団体あり、そのうちの94%が全市を15に分割した各地区の「地区町会・自治会連合会」に所属しています。因みに、私ども、上矢切第一町会は「矢切地区町会連合会」の所属であり、矢切地区町会連合会は19団体の町会によって構成されています。なお、矢切地区には町会連合会に所属しない管理組合が1団体だけ存在します。
2. 松戸市役所ではこれら町会・自治会を統括・管理しているのは市民部の市民自治課です。市民自治課は年度毎に「町会・自治会等活動の手引き」を各町会長や自治会長へ配布し、町会・自治会への加入促進、町会・自治会等交付金の配布、地区会の地域活性化事業への交付金支払いなどを通じて、町会・自治会の活動支援を実施しています。これに加えて、町会・自治会活動のデジタル化促進補助金の交付や、松戸市公式LINEアカウントを活用した「自治会サポ！」の普及にも力点を置いています。
3. さて、昨今、町会・自治会の活動を通じて感じられるのは、町会員や自治会員の消極的な対応であり、活動に積極的に参加してくれるのは常連の年配者ばかりというのが実情です。町会員や自治会員の積極性を多少なりとも向上させるにはどうしたら良いのか。この議題は役員会で頻繁に討議されていますが、解決策は容易に案出できません。
4. 町会・自治会の現状から思い浮かぶ解決策は、町会長・自治会長の若年化です。松戸市町会・自治会連合会が開催する行事や、町会長・自治会長が参加するその他の行事に出席して感じるのは、町会長・自治会長の老齢化です。あちらを見ても、こちらを見ても、80歳を超えていそうな年長者ばかりが目につきます。しかも、彼らに共通するのは長年にわたって町会長・自治会長を務めて来たという自負と「町会長・自治会長のなり手」がいないからやむを得ず在職しているという意識です。しかしながら、彼らが引退すれば、後任者は必ず現れるものと思われます。
5. 現行の町会長・自治会長が累計何年その地位にあるのかを表す統計資料が存在するか否かを市民自治課に問合せましたが、そのような調査を行ったことはないので、その種の統計資料は存在しないとの回答でした。市民自治課の回答の趣旨は、町会・自治会、拡げて言えば、「町会・自治会連合会は、松戸市の外郭団体であり、松戸市は町会・自治会に発言する権限をもたない」ということ。但し、松戸市は町会・自治会連合会に対して上述した交付金を配布して活動を支援しているのであり、町会・自治会を改革し、健全に発展させるための発言権は持っているのではないでしょうか。
6. そこで、市民自治課に対して以下を提言したい。
(A) 町会・自治会連合会を通じて、各町会長・自治会長の年齢および在職期間

の調査を早急に実施せよ。

- (B) その結果を踏まえて、町会長・自治会長の 80 歳定年制および在職期間の限度を 10 年とすることを町会・自治会連合会に対して要請すること。
- (C) 80 歳定年制および在職期間の制度を 10 年とする対象は、町会長・自治会長だけでなく、全役員にも波及すべきものと考える。

7. なお、当町会では 2020 年 4 月に町会規約を改正し、原則として町会の会長を含む役員は満 80 歳を超えたら自動的に退任することを明記した。

ある町会では 20 年近く会長職に在籍したケースがあり、町会の運営が当該会長の意向に大きく左右される実態があった。町会の役員会では役員たちが会長に対して委縮して忖度し、闊達な意見交換ができぬまま、会長の意向に沿った結論が導かれたのだ。このように、町会運営が会長を含む役員の長期在籍によって属人化すると健全な運営が担保され難くなる。

8. 会長を含む町会役員の老齢化は、市民自治課が推進する町会・自治会活動のデジタル化にも大きな影響を与える。スマホやパソコンの操作ができない老齢者が会長を含む会長・自治会の役員であれば、デジタル化への挑戦を逡巡することは目に見えている。会長自らが率先してデジタル化に舵を切ることが必要な時代になっているのではないだろうか。

（回 答）

- 市では地域代表者制度に基づき、町会・自治会の地域コミュニティ活動を支援し、地域の活性化を図っていただくことを目的に、「町会・自治会等交付金」の交付を行っております。町会・自治会及び町会・自治会連合会は市の外郭団体ではなく、対等かつ良好なパートナーであり、上下関係に立つものではないため、市が統括、管理を行うものではないと考えております。
- 6 の提言(A)につきまして、各町会・自治会長等の在職期間は把握しておりますが、直近の平均年齢は 71.3 歳となっております。
- (B) (C) につきまして、定年制や在職期間の限度は会長を含む役員の長期在籍に対応する一つの方法であるとは存じますが、町会・自治会等はより住みやすい地域をつくるために地域で組織された任意団体であることから各町会・自治会等の皆様の考えを尊重しております。会長からいただきました貴重なご意見は今後、町会・自治会連合会にご意見を伺いながら検討したいと考えております。
- 市といたしましては、町会・自治会等を支援するための取り組みとして、町会・自治会活動の負担軽減と新たな人材発掘につながっていただければと考え、電子回覧板「自治会サポ！」等のデジタル化を推進しております。また、町会・自治会加入者を増やすために「町会・自治会活動 P R 漫画冊子及びチラシの転入者への配布等」も実施しております。
- 引き続き町会・自治会への支援・サポート等を継続し、町会・自治会の皆様と協力して共に問題解決に取り組んでいければと考えております。

（回答課）市民自治課